



相続税の申告書第8の6表

事業用資産納税猶予税額の計算書

		被相続人		
この計算書は、特例事業相続人等に該当する人が個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除に係る納税猶予税額（事業用資産納税猶予税額）を算出するために使用します。		特例事業相続人等		
私は、第8の6表の付表1の「2 特定事業用資産の明細」又は第8の6表の付表2「3 特例の適用を受ける特例受贈事業用資産の明細」若しくは第8の6表の付表2の2「2 特例受贈事業用資産である株式等の明細」に記載した資産のうち各明細の「特例の適用を受ける面積」欄等に係る特定事業用資産又は特例受贈事業用資産について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の10第1項）」の適用を受けます。				
1 事業用資産納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算				
(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算 (単位：円)				
① 特例事業相続人等の第8の6表の付表1・付表2（2の2）のA欄の合計額				
② 特例事業相続人等に係る特定債務額（その者の第8の6表の付表4のB）				
③ 特定価額（①－②）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は0）			,000	
④ 特例事業相続人等以外の相続人等の課税価格の合計額（その特例事業相続人等以外の者の第1表の⑥欄（又は第3表の⑥欄）の金額の合計）			,000	
⑤ 基礎控除額（第2表の㊦欄の金額）			,000,000	
⑥ 特定価額に基づく課税遺産総額（③＋④－⑤）			,000	
(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算				
⑦ 法定相続人の氏名	⑧ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算（円）		
		⑨ 法定相続分に応ずる取得金額 （⑥×⑧）	⑩ 相続税の総額の基礎となる税額 （第2表の「速算表」で計算します。）	
		,000		
		,000		
		,000		
法定相続分の合計	1	⑪ 相続税の総額 （⑩の合計額）	00	
(注) 1 ④欄の「第1表の⑥欄」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「第3表の⑥欄」の金額となります。 2 ⑦及び⑧欄は第2表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。				
2 事業用資産納税猶予税額の計算 (単位：円)				
① （特例事業相続人等の第1表の（⑮＋⑰－⑱））の金額				
② 特定価額に基づく特例事業相続人等の算出税額（1の⑪×1の③／1の（③＋④））				
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（②×20％）				
a （②＋③－特例事業相続人等の第1表の⑫）の金額（赤字の場合は0）				
b 特例事業相続人等の第1表の⑥欄に基づく算出税額 （その人の第1表の（⑨（又は⑩）＋⑪－⑫））（赤字の場合は0） (注1参照)				
④ （①＋a－b）の金額（赤字の場合は0）				
⑤ 事業用資産納税猶予税額（（a－④）の金額）（赤字の場合は0）（100円未満切捨て） (注2参照)			A	00
(注) 1 b欄の算式中の「第1表の⑨」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「第1表の⑩」の金額とします。 2 ⑤欄のA欄の金額を特例事業相続人等の第8の8表2の「事業用資産納税猶予税額⑦」欄に転記します。なお、特例事業相続人等が他の相続税の納税猶予等の適用を受ける場合は、⑤欄のA欄の金額によらず、第8の7表の④欄の金額を特例事業相続人等の第8の8表2の「事業用資産納税猶予税額⑦」欄に転記します。 3 この申告が修正申告である場合の⑤欄に記入する金額は、⑤欄の「a－④」の金額が修正前の「事業用資産納税猶予税額」の金額を超える場合には、当該修正前の「事業用資産納税猶予税額」の金額にとどめます。ただし、この特例の適用を受ける特定事業用資産又は特例受贈事業用資産（期限内申告において第8の6表の付表1の「2 特定事業用資産の明細」又は第8の6表の付表2の「3 特例の適用を受ける特例受贈事業用資産の明細」若しくは第8の6表の付表2の2の「2 特例受贈事業用資産である株式等の明細」に記入した特定事業用資産又は特例受贈事業用資産に限ります。）の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときの⑤欄の金額は、当該修正前の「事業用資産納税猶予税額」の金額を超えることができます。				